

★羽曳野市既存民間建築物耐震診断補助について★【令和8年度】

(1) 耐震診断補助対象建築物（着手（契約）済・実施済の耐震診断については、補助対象外。）
補助対象建築物は次のいずれかに該当するものとなります。

- ① 昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて建築されたもの。
- ② 当該土地及び建築物の登記事項証明書により昭和56年5月31日以前に建築されたもの。

※過去に耐震診断補助金の交付を受けたものを除く。

(2) 補助対象者（補助金申請者）

前記（1）の補助対象建築物の所有者。

また、次の場合には耐震診断実施の同意書が必要となります。

- ・補助対象建築物が共有名義である場合。⇒共有者全員の同意。
- ・占有者（借家人）がいる場合。⇒占有者の同意。
- ・補助対象建築物の所有者と土地所有者が異なる場合。⇒土地所有者の同意。

(3) 補助内容（補助金額）

- ① 木造住宅の場合、補助金の上限額は50,000円となります。（※診断費用の11分の10の額または1戸あたり50,000円のいずれか低い金額を補助させていただきます。建物の面積により異なる場合があります。）
- ② 非木造住宅の場合は、補助金の上限額は25,000円となります。

(4) 耐震診断技術者（耐震診断実施者）

耐震診断を実施することができる者は、次のとおりとなります。

① 木造住宅の場合

- ・（一財）日本建築防災協会が、平成26年度以降に主催する木造耐震診断資格者講習及び木造住宅の耐震改修技術者講習会を受講し、受講修了証明書及び耐震改修技術者講習会受講修了証の交付を受けた者。
- ・（公社）大阪府建築士会が、平成24年度以降に主催する既存木造住宅の耐震診断・改修講習会を受講し、かつ、受講修了者名簿に登録された者。
- ・その他、市長が上記に掲げる者と同等以上の技術を有すると認めた者。

② 非木造住宅の場合

- ・建築士法第2条第1項に規定する一級建築士・二級建築士で、都道府県、市町村、（一財）日本建築防災協会等が主催する「既存建築物の耐震診断に関する講習会」を受講し、受講修了者として都道府県に登録した者。

(5) 耐震診断補助の流れ

- ① 耐震診断技術者が決まっており、補助金を用いて耐震診断を受けようとする場合は、**耐震診断補助金交付申請書【様式第1号】**を提出していただきます。

〔交付申請書提出の際に必要となるもの〕

- ・ 付近見取図（地図貼付け・地図の写し可。）
- ・ 補助対象建築物の登記事項証明書【土地と建物】の原本（直近3ヶ月以内）
- ・ 見積書
- ・ 耐震改修技術者であることを証する書類の写し
（・ 耐震診断の実施を承諾する旨の同意書）

※特定既存耐震不適格建築物は印鑑証明、所有者が法人である場合は当該法人の商業登記事項証明書、管理組合となる場合は当該管理組合の組合規約及び耐震診断に係る決議書（写し）も必要となります。

（※耐震診断技術者については、市から（財）大阪建築防災センターを通じて、協力団体へ呼びかける紹介依頼制度があります。この場合、木造住宅耐震診断技術者紹介依頼書を提出していただき、耐震診断技術者が決定した後、①の耐震診断補助金交付申請書【様式第1号】を提出していただきます。）

- ② 後日、**耐震診断補助金交付決定通知書【様式第2号】**をお渡し（郵送）いたします。
- ③ 耐震診断補助金交付決定通知書を受け取った後、耐震診断の実施日を耐震診断技術者と相談の上決定していただき、耐震診断に着手（契約）してください。
（※耐震診断の着手は交付決定後、90日以内に行う必要があります。）

耐 震 診 断 着 手 （ 耐 震 診 断 実 施 ）

- ④ 着手後、直ちに**耐震診断着手届【様式第4号】**を提出していただきます。
- ⑤ 耐震診断終了後（耐震診断着手から数日後）、耐震診断技術者から耐震診断結果報告書（2部）を受け取り、請求書に基づき、耐震診断料（補助金分も含めて全額）を支払い、領収証を受け取ってください。
- ⑥ **耐震診断報告書【様式第7号】**を提出していただきます。
〔耐震診断報告書提出の際に必要なもの〕
- ・ 診断結果報告書（1部）
 - ・ 請求書の写し（支払金額の明細が表示されているもの。耐震診断技術者→申請者）
 - ・ 領収書の写し
- ⑦ 後日、**耐震診断補助金交付額確定通知書【様式第8号】**をお渡し（郵送）いたします。
- ⑧ 耐震診断補助金交付額確定通知書を受け取った後、耐震診断補助金交付請求書【様式第9号】を提出していただきます。（※振込先の口座を指定していただきます。）
- ⑨ 請求後、30日以内に指定口座へ補助金を振り込みさせていただきます。